

写

2受文科總第40号  
令和2年4月14日

各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
各國公私立大學長  
各國公私立高等専門学校長  
小学校高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
各大学共同利用機関法人機構長  
各文部科学省施設等機関の長  
各文部科学省特別の機関の長  
各文部科学省独立行政法人の長  
各文部科学省国立研究開発法人の長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
公立学校共済組合理事長

殿

文部科学事務次官  
藤原誠



#### 立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の延期について（通知）

標記について、令和2年4月14日付で、別添のとおり内閣官房長官から文部科学大臣宛て通知がありました。

については、貴機関及び貴管下の学校その他の教育機関においても、この趣旨に沿って  
よろしくお取り計らい願います。

なお、各都道府県教育委員会におかれでは、域内の市町村教育委員会及び所管の学校  
その他の教育機関等に対して、各地方公共団体の長におかれでは、所轄の学校及び学校  
法人その他の教育機関等に対して、国公立大学長におかれでは、その管下の学校に対し  
て、本件の周知をお願いします。

#### 【本件連絡先】

文部科学省大臣官房総務課法令審議室審議第1係  
電話：03-5253-4111（内線3003）



別添

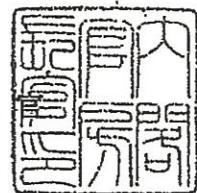
閣總皇式第2号

令和2年4月14日

文部科学大臣 殿



内閣官房長



立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の延期について（依命通知）

本日の閣議において、別紙のとおり決定されましたので、命により通知いたします。

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の延期について

（令和2年4月14日）  
閣議決定

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について（令和2年3月24日閣議決定）  
中、「（4月19日）」を削り、祝意奉表については、当分の間、延期する。